

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件

六六

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件

六五

○保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件

六四

○都市計画事業を認可した件

六三

### 公 告

○随意契約の相手方を決定した件

六二

○土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件

六一

○落札者を決定した件

六〇

### 福 島 県 議 会

○福島県議会議員記章規程の一部を改正する規程

五九

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 八 百 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

（変更後）株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十七年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年十月十九日

五 届出をした者

中道リース株式会社

（商業まちづくり課）

### 福 島 県 告 示 第 八 百 一 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月十七日から同年十二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福 島 県 告 示 第 八 百 二 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白河市九番町西裏一の一、二から五まで

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡矢吹町諏訪の前一一六の一、一一七の一

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、矢吹町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡矢吹町諏訪の前一一六の一、一一七の一

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、矢吹町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢吹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十七年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 福島市

二 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画道路事業 三・五・百十四号 杉妻町早稲町線

三 事業施行期間 平成二十七年十一月十七日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 福島市早稲町、五月町及び中町地内

使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公 告

## 公告第274号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県統合宛名システム構築業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県統合宛名システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年10月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
28,324,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(情報政策課)

## 公告第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年十一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称  
下郷町土地改良区

退任した役員

住所

理事 室井 一兄 南会津郡下郷町大字合川字居平丁五八九番地

(農村計画課)

## 公告第276号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ゲルマニウム半導体測定装置Ⅲ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
27,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年9月18日

（入札用度課）

## 福島県議会

## 福島県議会告示第二号

福島県議会議員記章規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十一月十七日

福島県議会議長 斎藤勝利

## 福島県議会議員記章規程の一部を改正する規程

福島県議会議員記章規程（昭和五十二年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別記様式のとおり定める」を「別記様式のとおり定め、議員にこれを交付する」に改める。

第二条中「常に」及び「ものとする」を削る。

別記様式を次のように改める。

## 別記様式

規格及び付属

台皿 直径十八ミリメートル  
杵高四・四ミリメートル

地質は金属で、地色は金色

裏面に「福島県議会議員記章」と刻印

モール 高さ四・四ミリメートル 紺色

芯部 直径六ミリメートル

地質は金属で、地色は金色

止笠 タイタック式ピン留め

付属 紺色の本絹製編み紐の引環付防止紐

## 附則

この規程は、平成二十七年十一月二十日から施行する。

（総務課）